

路外駐車場移動等円滑化基準チェックシート

駐車場について		
駐車場の名称		
区域の面積		
一般公共の用に供する部分の面積		
路外駐車場車椅子使用者用駐車施設		
駐車施設(※1)の数が200以下の場合	当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上	適 台 否
駐車施設(※1)の数が200以上の場合	当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数以上	適 台 否
幅【350cm以上】		適 m 否
路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示 (路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近)		適 m 否
路外駐車場移動等円滑化経路の長さ (できるだけ短くなる位置)		適 m 否
路外駐車場移動等円滑化経路		
1以上設けている		適 m 否
段を設けない		適 m 否
経路の出入口の幅 【80cm以上】		適 m 否
経路を構成する通路の幅 【120cm以上】		適 m 否
経路を構成する通路の50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける		適 m 否
経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る)の幅 【段に代わるものにあつては、120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上】		適 m 否
傾斜路の勾配 【1/12を超えない(高さが16cm以下のものは、1/8を超えない)】		適 m 否
傾斜路の勾配		m

【高さが75cmを超えるもの（勾配が1／20を超えるものに限る）は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること】	適	否
傾斜路の勾配 【勾配が1／12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること】	適	m 否

※ 駐車場法、駐車場法施行令、駐車場法施行規則に定めるもの以外

※1

- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車場を除く
- ・普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするもの(荷さばき駐車施設)を除く